

春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させるこ

とが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任

期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて別に定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる5号給の給料月額にその額と同表に掲げる4号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、市長以外の任命権者がこの決定をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例）

第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額（円）	149,800	161,600	178,800

- 2 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職務の級を、その職務に応じて別に定める基準に従い決定する。
- 3 前項の規定による職務の級の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第9条 特定業務等従事任期付職員のうち第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす

る。

(春日部市職員の給与に関する条例の適用除外)

第10条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第12条から第14条まで、第16条から第16条の3まで及び第18条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第16条の2及び第16条の3の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

(春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外)

第11条 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号。以下「水道事業企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第12条の2まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 水道事業企業職員給与条例第3条から第6条まで、第6条の3及び第12条の2の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

(春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外)

第12条 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号。以下「病院事業企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、第11条から第15条まで及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 病院事業企業職員給与条例第3条から第6条まで、第8条及び第15条の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

2 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。

(2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第2条 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 5 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、 <u>前各項</u> に規定する規則で定める勤務時間により難しいものと認めるときは、当該勤務時間を変更することができる。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u> については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき規則で定めるところによる勤務時間の割振りを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、 <u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u> については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定めるところによる勤務時間の割振りを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	(1週間の勤務時間) 第2条 4 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、 <u>前3項</u> に規定する規則で定める勤務時間により難しいものと認めるときは、当該勤務時間を変更することができる。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき規則で定めるところによる勤務時間の割振りを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるときは、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（特別休暇）

第14条

2
(14) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

(20) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しない

第4条

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるときは、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等、及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（特別休暇）

第14条

2
(14) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

(20) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しない

ことが相当であると認められる場合 1つの年の7月から9月までを取得期間として7日 <u>（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）</u>にあつては、市長が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、市長が必要と認めたときは、当該取得期間を変更することができる。 （非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇） 第18条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定めるところに従い、任命権者が定める。	ことが相当であると認められる場合 1つの年の7月から9月までを取得期間として7日 <u>（再任用短時間勤務職員）</u>にあつては、市長が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、市長が必要と認めたときは、当該取得期間を変更することができる。 （非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇） 第18条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定めるところに従い、任命権者が定める。
--	---

（春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）			（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）		
第16条			第16条		
第10条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)	第10条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
（育児短時間勤務職員等についての春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）					
第16条の2 育児短時間勤務職員等についての春					

日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号。以下「任期付職員条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる任期付職員条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項又は第5項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第3項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額
第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

（春日部市職員の給与に関する条例の一部改正）

4 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（通勤手当） 第10条 2 （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（ <u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u> のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	（通勤手当） 第10条 2 （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（ <u>再任用短時間勤務職員</u> のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(超過勤務手当) 第12条 2 <u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則に定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 (臨時又は非常勤の職員の給与) 第18条の2 臨時又は非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。次項において同じ。）については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で手当を支給するものとする。	(超過勤務手当) 第12条 2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則に定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 (臨時又は非常勤の職員の給与) 第18条の2 臨時又は非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。次項において同じ。）については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で手当を支給するものとする。
--	--